

子ども・子育て会議における子ども条例に係る意見について

令和4年7月6日に開催した令和4年度第1回子ども・子育て会議において、新潟市子ども条例に係る取組状況を報告したところ、様々な意見が出たため、次のとおり共有します。

| 項番 | 意見（概要） | 事務局回答 |
|----|---|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに周知するためには、下敷きやクリアファイルといった子どもたちが使えるものを活用するとよいのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり。5月5日の子どもの権利週間のイベントで、キャッチコポーの入ったカラーペンシルやボールペンを配付した。今後も、親しみやすいもので周知を図りたい。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット作成時に、子どもたちの意見を取り入れたのは良い。 ・ 周知に際しては、小中学校に出前授業を行うといった方策も検討を。 ・ 第9条の「豊かに生き、育つ権利」に、「遊ぶ」権利も認められているため、そういったこともピックアップして伝わると良い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、民生委員などの集まりに呼ばれて説明する機会があったが、今後も学校などに積極的に出て行って、子どもたちにも理解が広がるようにしていきたい。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利条約に批准してから時間が経った現在、新潟市で子ども条例を制定した理由は。 ・ 趣旨には非常に賛同するので頑張って欲しい。 ・ 理念法であるが、これを実際にどう運用していくかが問われていくと思うので、頑張って欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利条約はあっても、子どもの権利について社会の理解が進んでいるとは言い難い状況であり、昨今、ヤングケアラーなど様々な子どもを取り巻く課題も出てきている中、子どもの権利をしっかり守ろうということで、今般制定された。 |

| 項番 | 意見（概要） | 事務局回答 |
|----|---|--|
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も条例の周知・広報が非常に重要。 ・ 子どもの権利推進委員会では、子どもを含む市民が参画するということが、実際子どもの参画はどうなっているか。 ・ 一定年齢以上の子どもであれば、審議の役割を果たせると思うので、委員会に参加してもらうことはできないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例が施行され、これまでも周知を行ってきたが、5月の子どもの権利週間、11月の子どもの権利月間など、機会を捉えて周知を図っていきたい。 ・ 現時点で委員会に子どもは参画していないが、パンフレット等での意見集約などの取組のなかで、子どもの意見を反映させる仕組みを検討していきたい。 |
| ⑤ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中校等学校へ順次パンフレットを配布していくということだが、何らかのかたちで、幼稚園、保育園、認定こども園にも配布して欲しい。 ・ 保護者への啓発という観点から、一般向けがよいのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児でも分かるように、動画などの制作も業務委託の中で検討している。 ・ 未就学児の親御さんにも周知できるよう努めたい。 |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利を守るためにも、一般市民が理解することが大切。 ・ 社会全体で総がかりで子育てを支援していくためにも、地域の育成協議会なども活用して、繰り返し、この条例を伝えていく必要がある。 | — |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て会議の委員は、それぞれの分野において仕事をされていると思うが、自分ごととして、子どもたちの権利を守るために何ができるかを考えながら、主体的に関わっていくことが大切。 | — |